

この度は弊社海外引越サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。
日本での輸入通関手続きに際し、「別送品申告書」が必要です。**税関のアプリ・電子申告ゲートは使用できませんので、ご注意ください。必ず有人レーンをお通りください。**
空港に到着されましたら、以下の要領でお手続きのほど、よろしくお願いたします。

重要 日本ご到着後の手続き

STEP 1 荷物引取時もしくは入国までに、別送品申告書を **2枚** 記入してください。※1

[注意] ご入国時の際に、自動化ゲートではなく、有人レーンをお通りください。(入国印が必要です)
もしも自動化ゲートを通じた場合は入管係官に入国印を押してもらってください。

※1 「別送品申告書の記入例」(3ページ)を参照ください。

STEP 2 記入した **2枚** を税関の係官に提出して、確認印を押してもらい **1枚** を受け取ります。

STEP 3 その **1枚** を、次ページでご案内している「お預りカウンター」に提出してください。

[注意] 税関の係官に「お客様にて保管をしておいてください」と言われることがございますが、
別送品申告書は必ず到着空港のお預りカウンターへご提出ください。

もしも、お預りカウンターにご提出できなかった場合・・・

- ・お預りカウンターの設置されていない空港に到着されたお客様
- ・お預りカウンターに申告書の提出を忘れてしまったお客様
- ・お預りカウンターの営業時間外に到着されたお客様

このようなときは、必要書類を下記送付先にご送付ください。

別送品申告書は再発行できない書類ですので、簡易書留にて送付をお願いいたします。

必要書類

- ①別送品申告書(オリジナル・税関押印済みのもの)
 - ②パスポートコピー(顔写真のページ、出入国スタンプのページ)
 - ③ビザ(滞在許可証)のコピー(帰国日を含めた過去1年以上の有効期間のもの)
 - ④(外国籍のお客様)日本のVISA、在留カード等のコピー(1年以上)
- (②・③は海外に滞在していたことを証明する為に必要となります)

送付先

〒289-1608 千葉県山武郡芝山町岩山字井森戸114-7 IACT 成田物流センター 201号
ヤマトグローバルロジスティクスジャパン株式会社
海外生活支援オペレーション支店 | 別送通関担当宛

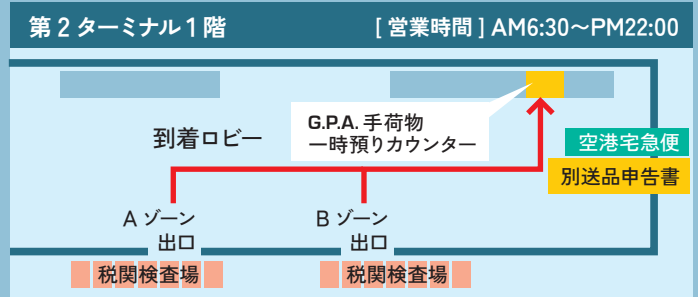
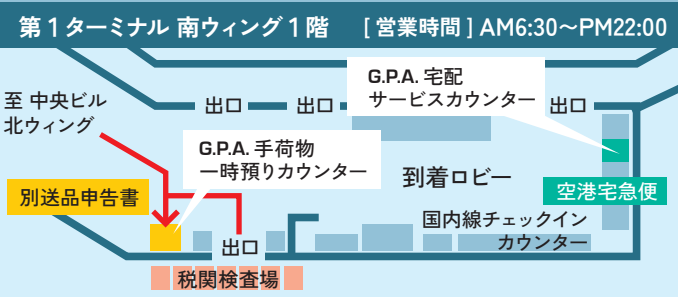
別送品申告書お預りカウンター

ご提出(税関にて押印済み)頂きました別送品申告書は以下の到着空港にてお預りいたします。

[注意] 空港により、カウンターの営業時間、および別送品申告書と空港宅急便カウンターが異なる場合があります。営業時間は予告なく変更される場合があります。詳しくは各委託カウンターのホームページをご覧ください。

成田国際空港

委託カウンター：G.P.A. 手荷物一時預りカウンター

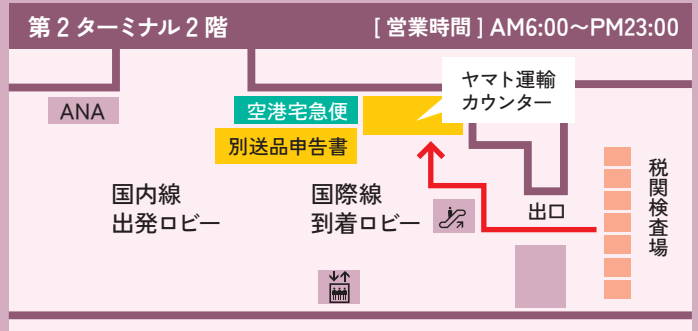
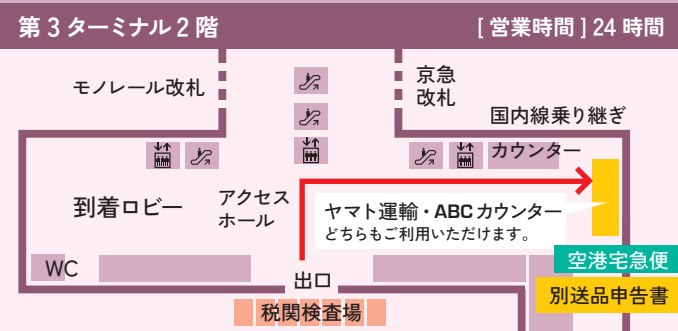


[注意]: 第1ターミナル北ウイングおよび第3ターミナルにお預りカウンターはございません。第1ターミナル南ウイング1階へお越しください。

東京国際(羽田)空港

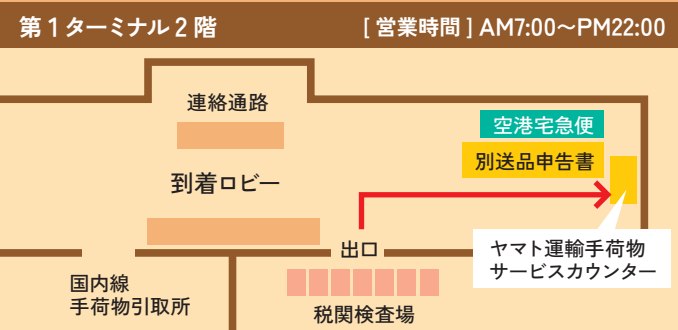
委託カウンター：ヤマト運輸 JAL ABC

委託カウンター：ヤマト運輸



中部国際空港

委託カウンター：ヤマト運輸

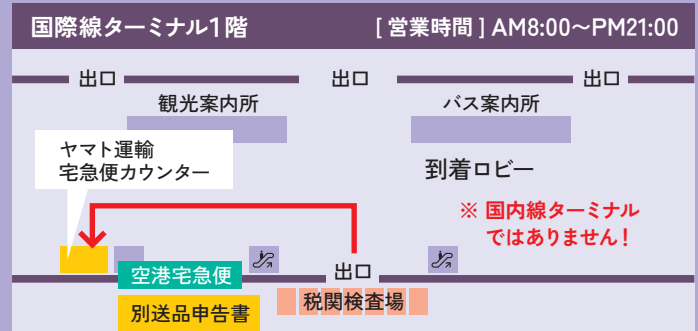
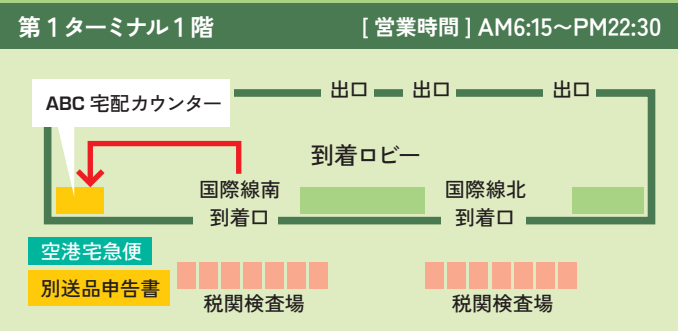


関西国際空港

委託カウンター：JAL ABC

福岡空港

委託カウンター：ヤマト運輸



日本国内でのお問い合わせ先

海外引越荷物全般(航空便・船便) / 別送国際宅急便(船便)をご利用の方
【お客様サービスセンター】(営業時間 9:00~17:00)

0120-804-814

別送国際宅急便(航空便)をご利用の方
(営業時間 9:00~17:00)

0120-801-062

